

警察本部
警察学校
警察署

火薬類立入検査規程を次のように定める。

昭和52年1月28日

三重県警察本部長 佐々 淳行

火薬類立入検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、火薬類の不正流出及び火薬類による災害を防止するため、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第43条第2項の規定に基づき、火薬類消費場所、庫外貯蔵所、火薬庫、火薬類販売所及び火薬類製造所(以下「火薬類取扱場所」という。)に対する警察職員の行う立入検査(以下「立入検査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(関係機関及び団体との協力)

第2条 火薬類取締事務の運用については、常に関係機関及び団体と緊密に協力し、これらの機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と警察の行う立入検査とが総合的に運用されるよう配慮するものとする。

(幹部の職務)

第3条 火薬類取締事務を担当する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向と火薬類不正流出防止上の問題点を正確には握るように努めるとともに、これらの情勢に対応する指導取締体制を整備し、立入検査の効果的運用を図るものとする。

(立入検査の種別)

第4条 立入検査の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 通常立入検査

年間を通じて計画的に実施する立入検査

(2) いっせい立入検査

警察庁の計画に基づき、年間1回以上全国的な規模で行ういっせい立入検査

(3) 新規立入検査

新規に設けられた火薬類取扱場所に対して行う立入検査

(立入検査実施上の留意事項)

第5条 立入検査の実施に当たっては、火薬類取締法第43条第4項及び第5項に定めるもののほか次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 関係者に対し、立入検査の趣旨及び関係法令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得るように努めること。

(2) 責任者又は、その代理者の立会いのうえ行うこととし、指示、指導する必要があるときは、必ず責任者又は、その代理者に対して行い、その徹底に努めること。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか立入検査の細目的事項は、警察本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年2月1日から施行する。
- 2 火薬類取扱場所の立入検査実施規程（昭和43年三重県公安委員会規程第3号）は、廃止する。